

100	(2-(5) 適切な捕獲の推進) 捕獲個体を資源として利用する、には反対である。資源として利用するのは禁止すべきだ。 「・・・捕獲個体を資源として有効利用する方策については、その有効性に対する疑問が提起され、実施にあたって様々な障壁が指摘されていることから、慎重な取り扱いが必要である。」と修正すべき。 「捕獲個体の資源としての有効利用」は、利潤の発生を生まない限度内に限るべきである。 (計2件) 捕獲個体の利用は自家消費以外は行うべきではない。 (計2件) 捕獲個体を資源として有効に利用する方策に賛成します。 捕獲個体を資源として有効に利用していく方針に賛成。シカ・イノシシなどで積極的に推進すべき。 有効利用は絶対にダメだ。	捕獲個体の資源利用が捕獲の目的となることは問題と考えますが、有効に活用されることは意味があると考えます。
101	(2-(5) 適切な捕獲の推進) 捕獲個体を資源として利用する場合は、確実な密猟対策を施すこと。	ご意見のとおり、密猟や違法捕獲は取り締まられるべきものと考えます。
102	(2-(5) 適切な捕獲の推進) わなの適切な設置と謳っているが、わなには「保護」の意味が一切感じられないから、「わな」という言葉は外すべきだと思う。	わなは法律により狩猟の一方法と認められており、原文のとおりで支障はないと考えます。
103	(2-(5) 適切な捕獲の推進) 鉄筋等で構成したイノシシ捕獲用の「はこわな」は、形成する鉄筋等の間隔を一定の数値以上を確保したものに限るよう規定すべきである。	ご意見の趣旨は、環境省において今後の施策の参考にされるものと考えます。
104	(2-(5) 適切な捕獲の推進) 制度面からの検討の前に、狩猟の現場や鳥獣の生息環境などを見据えた多角的な検討をすべきである。	これまでも、関係者からのヒアリングや現地調査等により、現場の状況を踏まえた検討を行っております。ご意見の趣旨は、環境省において今後の施策の参考にされるものと考えます。
105	(2-(5) 適切な捕獲の推進) 捕獲個体を資源として有効利用していく方針に賛成。食材として、毛皮等の加工品として、実験動物としてなど、各種有効利用法を検討すべき。	捕獲個体の資源利用が捕獲の目的となることは問題と考えますが、有効に活用されることは意味があると考えますので、ご意見のとおり原文のままとさせていただきます。ただし、資源としての有効活用の範囲については今後とも検討の必要があると考えます。
	(2-(5) 適切な捕獲の推進) 適切なわなの使用、設置、見回り、回収を設置者に義務づけ	わなの取扱いの適正化については4(3)アにおいて記述していますが、ご意

106	る。	見の趣旨は、環境省において今後の施策の参考にされるものと考えます。
107	(2-(5) 適切な捕獲の推進) 捕獲する野生鳥獣の捕獲数については行政がコントロールし、また捕獲した野生鳥獣についても行政にその所有権を持たせ、処分に関して流通経路や方法を明らかにする責任を持たせる。	捕獲数については、法12条に基づく規制等により行政がコントロールしていると考えますが、鳥獣は無主物であるため所有権については個別の捕獲目的等により判断されるものと考えます。また、処分等については捕獲申請の際に明らかにすることとなっています。
108	(2-(5) 適切な捕獲の推進) ハンターが捕獲報告した個体数の数倍の動物が殺されていることを考慮し、鳥獣保護区、休猟区、銃猟禁止区域の大幅に増やすべきである。	ご意見の趣旨に関する事実関係は不明ですが、鳥獣保護区等については、地域の実情に応じて適切に指定されるべきと考えます。
109	(2-(5) 適切な捕獲の推進) 「捕獲個体を資源として有効に利用する」を具体化した場合、捕獲個体によって得られた利益の問題、野生動物利用の市場化による懸念、食品衛生上の管理体制の課題などの複雑な問題が生じる可能性がある。	ご意見の趣旨のような懸念が生じないような、関係行政による十分な取組が必要と考えます。
110	(2-(5) 適切な捕獲の推進) 特定計画対象種について鳥獣保護区、休猟区等の狩猟禁止地域で当該特定種の狩猟を可能とする特例事項を設ける制度については、鳥獣保護区・休猟区の本来の趣旨を損ねることの内容適切な運用が必要である。	ご意見の趣旨は、環境省において今後の施策の参考にされるものと考えます。
111	(2-(5) 適切な捕獲の推進) 保護管理を狩猟に期待するのは本末転倒。	狩猟は特定計画に基づく捕獲など、鳥獣保護管理に貢献していると考えます。
112	(2-(5) 適切な捕獲の推進) わなの適切な設置よりもわなの改良の方が大切。	ご意見の趣旨については、4(3)アに記述しています。
113	(2-(5) 適切な捕獲の推進) 「有害鳥獣捕獲による個体数調整」及び「捕獲個体の処理」に関する記述を加える必要がある。	有害鳥獣捕獲は個体数調整とは考え方が異なると考えます。 捕獲個体の処理に関するご意見の趣旨については、現行の「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」においても、鳥獣保護事業計画に「捕獲個体を致死させる場合は、できる限り苦痛を与えない方法によるよう指導するものとする」ことを盛り込むよう既に記載されています。 また、錯誤捕獲についても鳥獣保護事業計画において実施者に対し「万全の対策を講じさせる」ことを盛り込むよう既に記載されています。
114	(3-(1) 現状と課題) 多様な生態系を育む干潟の埋め立てや、沖縄のジュゴンやさんご礁に多大なるダメージを与えるなどの、環境を大きく変える開発は、環境アセスメントをしっかりと行い、環境に与える負荷を減らすよう、事業の変更や廃止を提言していけるよう鳥獣保護員の充実を図り、地域の啓発や指導を行っていく必要がある。と、加えるべき。	鳥獣保護員の業務範囲としては過大になるのではないかと考えます。
115	(3-(1) 現状と課題) 狩猟の位置づけについて、現状が無視されている。	講習等により狩猟者の資質の確保が図られるべきと考えます。

116	(3-(1) 現状と課題) 鳥獣への餌付けの問題と書かれているが、人間の生活のために森林が無くなってきた現在、鳥獣たちが自分で餌をとれる確率は低いと考えられる。十分な観察をした上で、餌にありつけない鳥獣に関しては人間が餌を与えることはやむを得ない。頭数が増えないよう、可能な限り避妊手術を施すことが望ましい。	餌付けによる様々な弊害を普及啓発することが重要と考えます。
117	(3-(1) 現状と課題) 「鳥獣保護区が近隣に被害を及ぼしている有害鳥獣増加の温床となっている例もある。鳥獣保護区として機能を十分に発揮させるためには、鳥獣保護区内の野生鳥獣のコントロールを図り、地域の理解を得ることが必要である。」旨の記述を加える。	ご意見の趣旨については、本項において記述していると考えます。
118	(3-(1) 現状と課題) 鳥獣保護員を含む特別司法警察員による狩猟の取締をやめて、警察に狩猟の取締を任せる。	鳥獣保護員と特別司法警察員は異なる制度です。鳥獣法による司法警察員の活動の活発化が必要なのはご指摘のとおりと考えられ、ご意見の趣旨は、環境省において今後の施策の参考にされるものと考えます。
119	(3-(2) 鳥獣保護区の機能の充実・強化) 国有林を積極的に鳥獣保護区にすべき。	鳥獣保護区は国有林であるということに関わらず、鳥獣の保護を図るために特に必要があると認められる際に、鳥獣の生息状況を勘案して指定を進めていくべきものと考えます。
120	(3-(2) 鳥獣保護区の機能の充実・強化) (国指定)鳥獣保護区(特別保護地区)で(は環境大臣が鳥獣の保護に支障がないと認められる行為を定めて、許可を要しないこととしているが)開発行為の規制強化を明記すべき	これまでのところ、国指定特別保護地区においては重大な支障が生じている事例を把握しておりませんが、必要に応じて規制行為の見直しを行っていくべきものと考えます。
121	(3-(2) 鳥獣保護区の機能の充実・強化) 広域鳥獣保護区制度の新設を明記すべき。	現行制度においても、全国的、国際的な鳥獣の保護の見地から、県境をまたぐような広域的な保護区については、環境大臣が国指定鳥獣保護区の指定等を行うこととなっており、引き続き指定が進められるものと考えます。
122	(3-(2) 鳥獣保護区の機能の充実・強化) 鳥獣の生息数調査の義務づけ。	各都道府県において鳥獣保護事業計画に基づいて既に取り組まれているものと考えますが、ご意見の趣旨は、環境省において今後の施策の参考にされるものと考えます。
123	(3-(2) 鳥獣保護区の機能の充実・強化) 鳥獣保護区の設定に住民参加の手続きを求める。(計35件)	現行制度においても、鳥獣保護区の新規指定、鳥獣保護区特別保護地区の指定等に際しては、指定等の旨を公告縦覧、公聴会を通じて、住民及び利害関係人のご意見を伺うとともに、国指定鳥獣保護区の場合は中央環境審議会、県指定鳥獣保護区の場合は各都道府県審議会において学識経験者等のご意見を伺うこととなっています。 なお、国においては併せてパブリックコメントを実施しています。
	(3-(2) 鳥獣保護区の機能の充実・強化) 狩猟の場は、保安上の観点及び科学的保護管理の観点から可猟区を定めるような場の転換を目標とし、当面はラン場をきめ	「場の転換」は引き続きの課題と考えますが、本項にある「一定の区域についての入猟者数を調整できる制度」や4(3)において記述している「わな等

1 2 4	細やかに区分できるよう、多様な地域制度を導入し、柔軟な運用の可能な制度とすべき。	の使用を禁止あるいは制限する地域制度」の他、既存の仕組みを活用することによる対応も可能と考えられますが、ご意見の趣旨は、環境省において今後の施策の参考にされるものと考えます。
1 2 5	(3-(2) 鳥獣保護区の機能の充実・強化) 鳥獣保護区、銃猟禁止区域は必要最小限に留めるべ。	鳥獣保護区に関しては、鳥獣の保護を図るため特に必要があると認められる際に、鳥獣の生息状況を勘案して、指定を進めていくべきものと考えます。 一方で、鳥獣保護法は鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止することなどにより、鳥獣の保護及び狩猟の適正化を図ることとしています。このため、「鳥獣による農林水産業被害を背景に、鳥獣保護区の適切な配置や管理を進めることも求められている」と記載しています。 銃猟禁止区域は、人の安全を確保するため都道府県知事により、地域の実情を踏まえて指定されているものと考えます。
1 2 6	(3-(2) 鳥獣保護区の機能の充実・強化) 鳥獣保護区内で、野生鳥獣の餌となる植物・樹木・果実の植林やスギ林の間伐等を行い、鳥獣にとって生息しやすい環境を整える必要がある。	鳥獣保護区ごとに保護の対象とする鳥獣や生息する鳥獣が異なっており、それぞれの指定目的や生息状況に応じて、必要となる方策を検討する必要があると考えます。
1 2 7	(3-(2) 鳥獣保護区の機能の充実・強化) 国指定鳥獣保護区では拠点施設の設置を進め、保護区の機能充実を図るべき。また、専門性を持ったスタッフを継続的に配置できる体制の確立が望まれる。 (計4件)	本項では、鳥獣保護区の機能の充実・強化を図るため、必要に応じて生息環境の保全・改善のための事業を実施することや、保護に関する指針を充実させるとともに、保護区や対象鳥獣の特性に応じた管理計画を策定することの重要性について記述していますが、ご意見の趣旨は、環境省において今後の施策の参考にされるものと考えます。
1 2 8	(3-(2) 鳥獣保護区の機能の充実・強化) 鳥獣保護区の有害駆除は禁止すべき。	鳥獣保護区内における鳥獣の生息環境の保全、周辺地域における農林業被害の防止等のために、必要最小限の捕獲は必要と考えます。
1 2 9	(3-(3) 鳥獣保護員の機能の充実・強化) 生物多様性の確保を目的条項に明記した法に準じた鳥獣保護員の資質と財源を確保することを明記すべきである。 (計21件)	鳥獣保護員は都道府県の非常勤職員であり、各都道府県により鳥獣保護員に実施させる具体的な業務は異なります。鳥獣保護員の選任に当たっては、その業務に応じた資質が求められますが、ご意見のあった必要とされる基本的な資質については、環境省において今後の施策の参考にされるものと考えます。 財源の確保については、3(8)に考え方を示しております。
1 3 0	(3-(3) 鳥獣保護員の機能の充実・強化) 鳥獣保護員を公募等により幅広く一定の人材を確保すること。 (計22件)	ご意見の趣旨は本項に記述していると考えます。
1 3 1	(3-(3) 鳥獣保護員の機能の充実・強化) 末尾に「鳥獣保護員は公務員であり、選考過程及び活動の透明化を図るとともに、任期に上限を設け、かつ職務監査を強化する必要がある。」の一文を加える。	鳥獣保護員は都道府県の非常勤職員であり、適正に職務を遂行すること、また当該職員を適正に管理することは当然であると考えます。
1 3 2	(3-(3) 鳥獣保護員の機能の充実・強化) 鳥獣保護員を多数確保し、ハンターを取り締まるべきである。	狩猟の取り締りは、鳥獣保護員だけではなく、都道府県の関係職員を中心に、警察の協力も得ながら、効果的に行っていくべきものと考えます。

133	(3-(3) 鳥獣保護員の機能の充実・強化) 鳥獣保護員の専門性・機動性を高めるために、各都道府県に常勤の保護員を置くべきである。(計3件)	鳥獣保護員が非常勤であることにより機動的な活動が可能となっている点もあり、適切な配置により十分な効果が得られるものと考えます。
134	(3-(3) 鳥獣保護員の機能の充実・強化) 鳥獣保護員を公募などで人材を確保し、専門的知識と実務を含む研修で資質の向上を図り、鳥獣の不正流通、密猟、不法な等の監視・査察の役割を担うようにすること。	人材の確保、資質の向上に関するご意見の趣旨は、本項に記述してあります。鳥獣保護員の業務の具体的な内容については、各都道府県の実情に応じ、それぞれ決められるべきものであると考えます。
135	(3-(3) 鳥獣保護員の機能の充実・強化) 鳥獣保護員による狩猟の取り締まりをやめて、警察に任せる。	鳥獣保護に関する知見が豊富な鳥獣保護員が、警察と連携して取り締まりを行うことが効果的であると考えます。
136	(3-(3) 鳥獣保護員の機能の充実・強化) 鳥獣保護員は専門知識はもちろん、心(動物を慈しむ心、動物の立場に立って考える心)も研修して欲しい。	ご意見の趣旨は、専門知識等に含まれると考えます。
137	(3-(3) 鳥獣保護員の機能の充実・強化) 鳥獣保護員の職務として、鳥獣の餌用植物を植えたり、破壊された自然の復元、鳥獣保護区での生息しやすい環境をつくることを盛り込んで頂きたい。	鳥獣保護員の業務の具体的な内容については、各都道府県の実情に応じ、それぞれ決められるべきものであると考えます。
138	(3-(3) 鳥獣保護員の機能の充実・強化) 狩猟の取り締まりは鳥獣保護上あまり重要性は高くないため、鳥獣保護員が行う必要はない。	違法行為の取り締まりは、適正な鳥獣の保護を図る上で重要な業務であると考えます。
	(3(4) 鳥獣の流通の適正化) 鳥獣の実験利用、商業利用等を禁止すること。 鳥獣の販売、実験利用、商業利用等を禁止すること。(計20件) 鳥獣の販売、実験を全面禁止すること。 野鳥の愛がん飼養を、全廃止すること。 捕獲した鳥獣を商品として流通させること及び実験利用にまわすことを全面禁止とすべき。 捕獲した鳥獣の実験利用を禁止する。(計3件) 鳥獣の実験利用や商業利用等を禁止することを明記すべきである。野鳥の愛がん飼養制度を全廃すべきである。 露天などでの小動物の販売を禁止すべき。(計2件) 鳥獣の実験利用、商業利用等を禁止すること。 春グマ駆除は禁止すること。 熊胆の商業利用を禁止すること。	3(4)において鳥獣の不適切な流通への対応について記述していますが、これは鳥獣の適切な商業流通まで否定する趣旨ではありません。また、不適切な流通の防止のためには、許可申請に関する審査を的確に行うことが必要と考えます。 愛がん飼養については、報告書案のとおり対象となる鳥類の保護に好ましくない影響を与えることがないよう、その生息状況を踏まえた適切な取扱いを進める必要があると考えます。

1 3 9	①鳥獣の実験利用を禁止すること ②鳥獣の商業利用を禁止すること (計 1 2 件) ・鳥獣の実験利用、商業利用等を禁止してほしい（熊の胆の商業利用など） ・許可申請の書式の詳細化と審査を厳重にすべきである。 ・野鳥の愛玩飼養制度を全廃。 1, ニホンザルの実験利用、2, クマの商業利用、3, 野鳥の愛玩飼養、4, 繁殖個体の商業利用を禁止すべきである。 1, ニホンザルの実験利用、2, クマの商業利用、3, 野鳥の愛玩飼養を禁止すべきである。	
1 4 0	(3 (4) 鳥獣の流通の適正化) 「輸入鳥には脚環の義務づけ」を足して下さい。	国内で違法捕獲した鳥類と輸入鳥が識別可能となる仕組みについて、ご意見の趣旨も含め検討していくことが必要であると考えます。
1 4 1	(3 (4) 鳥獣の流通の適正化) 鳥獣の全部または一部の流通について、乱獲の恐れがなく、また許可申請に関する審査が十分に行われた適正な目的を持って捕獲された個体については、その流通を認める旨の記述を追加すべき。 (3 (4) 鳥獣の流通の適正化) 流通において、野生動物を資源として流通させることについても言及すべきである。	現行でも、適切に捕獲された鳥獣の適切な流通までも規制されているものではないため、原文どおりで問題ないものと考えます。
1 4 2	(3 (4) 鳥獣の流通の適正化) 鳥獣の流通における偽装を防止するためには、輸入鳥獣個体およびそれを祖先とする繁殖個体の真正性を保障する、生体認証を組み合わせた、国際的なデファクト標準に基づく、公的な個体登録・認証システムの整備が望ましい。(計 2 件) (3 (4) 鳥獣の流通の適正化) 不正流通防止のために、捕獲鳥獣にマイクロチップ、足輪等での個体識別の管理を行い、徹底的に監視すること。	国内で違法捕獲した鳥類と輸入鳥が識別可能となる仕組みについて、ご意見の趣旨も含め検討することが必要であると考えます。また、その検討の中で、技術的な手法は検討されるものであると考えます。 なお、適法に飼養している鳥獣から生産した鳥獣については、法第 19 条第 1 項で規定される都道府県知事への飼養の登録は対象外となっています。
1 4 3	(3 (4) 鳥獣の流通の適正化) 外来種輸入の規制を強化し、罰則をより重いものに強化すべきである。(計 5 件)	3 (4) において、国内で違法捕獲した鳥類と輸入鳥が識別可能となる仕組みを検討する旨記述しています。なお、罰則については仕組みを検討する中で、関係機関等と検討していくものであると考えます。
	(3 (4) 鳥獣の流通の適正化) 外国産と偽って国内産の密猟個体を売買する違法行為が跡を絶たないこと、感染症対策から、輸入制度を廃止すべきである。(計 2 件) (3 (4) 鳥獣の流通の適正化) 主に野鳥を対象とした感染症の防止及び適正な流通の管理に	国内で違法捕獲した鳥類と輸入鳥が識別可能となる仕組みについて、ご意見の趣旨も含め検討していくことが必要であると考えます。 なお、どのような種を対象とするかについては、仕組みを検討する中で検討していくものであると考えます。 感染症対策の観点からの取組は感染症予防法に基づき、野鳥を輸入する際には輸出国政府発行の衛生証明書を提出させる制度が平成 17 年 9 月から実施